

委員会提出議案第 2 号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 20 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 辻 本 勉

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成 18 年橋本市条例 229 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 <u>7 人</u> 企画部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 経済建設委員会 <u>6 人</u> 経済部の所管に関する事項 建設部の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 上下水道部の所管に関する事項 (3) 略 (出席説明の要求) 第 21 条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 <u>8 人</u> 企画部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 経済建設委員会 <u>7 人</u> 経済部の所管に関する事項 建設部の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 上下水道部の所管に関する事項 (3) 略 (出席説明の要求) 第 21 条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。